No.	種別	件名		回答	
1	制度	補助金制度を創設した理由は何か。	新型コロナウイルス感染症の拡大、ロの進展や人口減少などを背景とした社で、経営環境の変化が激しく複雑さを課題は多岐にわたり、経営者が自ら課そこで、個別具体的な相談ができる経営力強化を支援するため、「経営力	:会変化に適切に対処する ·増した時代においては、 !題を見立てることが難し 専門家の活用を促し、経	ことが求められる中 中小企業等の直面する くなってきています。 営課題の本質を捉えた
2	制度	補助金の対象となる「中小企業」とは何を指すか。	・中小企業基本法(昭和38年法律第項に規定する各業種における資本金の数以下の法人を対象としています。 ・なお、中小企業基本法に基づかない人、NPO法人、組合等)であっても、「の場合は補助金の対象となります。 業種 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対象又は出資の総額並びに が法人格を持つ法人等(社 司項を準用し、各業種ごと 下記のいずれた 資本金 5,000万円以下 1億円以下	常時使用する従業員の 会福祉法人、医療法 に規定される規模以下 かを満たす者 従業員の数 50人以下 100人以下
			サービス業 旅館業 ソフトウェア業/情報処理サービス業 その他(建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業)	5,000万円以下 5,000万円以下 3億円以下 3億円以下	100人以下 200人以下 300人以下 300人以下
3	制度	「常時使用する従業員」とは何を指す か。	・「常時使用する従業員」とは、「解条)となり、基本的に事業主や法人の ・パート、アルバイト、派遣社員、契 により、従業員数を判断してください)役員は含まれず、正規社 2約社員等については、解	員などが該当します。
4	制度	国の事業再構築補助金と同様の、登録確 認機関による事前確認は必要か。	・本補助金においては、登録確認機関 ・ただし、確定申告等による書面審査 ことがありますので、ご協力をお願い なお、 <u>事業実態の確認については、</u>	でのほか、電話等により事 いいたします。	業実態の確認等を行う
5	制度	補助金額が少ない。	・他自治体の補助金額や専門家へ支払結果、1事業者につき上限10万円、国を上乗せとさせていただきました。		
6	制度	市内に複数の店舗があるのにもかかわらず、本社が市外にあると対象外になる理由は何か。	・他自治体の事例と同様に、本店又はました。	主たる事業所の所在地を	 要件とさせていただき

No.	種別	件名	回答
7	申請	申請スケジュールを教えてほしい。	1. 交付申請 ・期間は、令和5年6月1日(木)から令和6年2月29日(木)までとなります。 ・郵送申請の場合は、2月29日(木)消印有効です。 ・オンライン申請の場合は、2月29日(木)23時59分までに送信を完了してください。 2. 実績報告 ・補助対象期間内(交付決定日~令和6年3月29日)に取組みを実施し、専門家への支払いを完了した後、令和6年3月29日(金)までに実績報告書及び関係書類を提出してください。 ・郵送申請の場合は、3月29日(金)消印有効です。 ・オンライン申請の場合は、3月29日(金)23時59分までに送信を完了してください。 3. 交付請求 ・補助金額の確定後、令和6年3月29日(金)までに交付請求書及び通帳又はキャッシュカードの写しを提出してください。 ・郵送申請の場合は、3月29日(金)消印有効です。 ・オンライン申請の場合は、3月29日(金)消印有効です。 ・オンライン申請の場合は、3月29日(金)消印有効です。 ・オンライン申請の場合は、3月29日(金)消印有効です。
8	申請	補助金の振込はいつ頃になるか。	まず、「事業終了後30日以内」又は「令和6年3月29日まで」のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。さらに、経営力強化支援補助金額確定通知書を受領した後に請求書を提出していただきましたら、お振込みとなります。(請求書の提出から補助金の振込みまで、約1か月を見込んでください)
9	申請	申請手続の方法を教えてほしい。	・オンライン又は郵送にて申請してください。 経済産業課(市役所第1庁舎3階)での窓口による対面での相談も行います。
1 0	申請	申請書の取得方法を教えてほしい。	・市公式ホームページに申請書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。 ・その他、下記の窓口において申請書を配布しております。 ○市役所 第1庁舎3階 経済産業課 ○大柏出張所 ○市川駅行政サービスセンター ○行徳支所 2階 企画調整課 ○南行徳市民センター ○市川商工会議所
1 1		個人事業主の場合、申請書等の所在地欄には、事業所所在地と自宅住所のどちらを記入すればよいか。	・事業所所在地を記入してください。 ・なお、申請書(様式第1号)の「1 申請者の概要」における申請者種別の個人事業主の欄のみ、自宅住所の記入をお願いいたします。 ※確定申告書等の資料に記載された「事業所の住所」と、申請書上の「所在地(事業所)」が異なる場合には、その事情に応じ、別途書類を提出いただく可能性があります。
1 2	## ===	個人事業主における主たる事業所とは何 か。	・法人の場合における本店や本社と同様の意味です。 ・原則、所得税の確定申告書等に、事業所所在地をどのように申告されているかで判 断いたします。

No.	種別	件名	回答
1 3	申請	複数の事業所や部門がある場合、切り分 けて申請することはできるのか。	・申請は、法人又は個人事業主単位となるため、各事業所単位や部門単位などでの申請はできません。・そのため、事業所が市内に複数ある場合においても、補助額は変わりません。
1 4	申請	申請書には、いつ時点の従業員数を記入すればよいか。	・申請書における従業員数は、申請日時点のものとしてください。 ・ただし、申請日時点の従業員数により、初めて中小企業に該当 <u>(No.2の表を参照してください)</u> する場合は、別途、現在の従業員数がわかる書類の写しを追加資料としてご提出ください。
1 5	申請	申請書の所在地や名称は自署する必要があるか。	・自署でなくても構いません。 ・また、法人等の場合は、所在地・名称の欄は、社判による押印でも構いません。
16	申請	申請手続上、押印は必要か。	・押印は不要です。
17	申請	代理での補助金の受け取りは可能か。	・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要があります。 ①委任状(委任者・受任者双方の署名又は記名押印、「経営力強化支援補助金の受け取り」を委任する旨の記載のあるもの) ②代理受取用口座の通帳又はキャッシュカードの写し ・なお、法人の場合において、代表者個人名義の口座に振り込む場合は、上記書類は不要です。
1 8	申請	代理での申請は可能か。	・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要があります。(「申請手続」を代理人が行う場合も、申請者は法人(代表者)、個人事業主となります) ①委任状(委任者・受任者双方の署名又は記名押印、「申請手続」を委任する旨の記載のあるもの) ・「申請手続」のほか、「経営力強化支援補助金の受け取り(申請者名義以外の口座への振込み)」を代理で行う場合は、両方を委任する旨の記載が必要です。 ・なお、法人に属する従業員が担当者として申請手続を行う場合は、委任状の添付は不要です。 ・また、オンライン申請の際、身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請にかかる支援をしていただくことは問題ありません。
1 9	申請	確定申告の押印がない場合はどうしたら よいか。	・確定申告書第一表の控えに収受印が押されていない場合、提出する確定申告書類の年分の納税証明書(その2 所得金額用、事業所得金額の記載のあるもの)を併せてご提出ください。 ・e-TAXを通じて申告を行っている場合、「受信通知メールの控え(メール詳細)」をご提出ください。なお、受信通知はe-TAXのホームページから確認できます。 ※ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載がある場合、受信通知メールは不要です。

No.	種別	件名	回答
20	申請	(法人)確定申告書などは、いつの年の 控えの写しを提出すればよいか。	・直近決算期の法人確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の写しが必要となります。なお、申請日時点で決算期が到来し決算が完了していない場合、法人税の申告期限内(決算日から2か月以内)であれば、前年度の法人確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の写しをご提出ください。
2 1	申請	(法人) 開業から1年未満のため、確定 申告をまだ行っていない場合はどうした らよいか。	申請時点で、確定申告書を提出する必要がない場合には、以下の書類をご提出ください。 ①法人設立届出書(法人税) ※税務署の収受印があるもの又は受信通知メールの控え(メール詳細) ②従業員数の分かる資料
2 2		確定申告時と補助金の申請時とで、法人 の代表者が異なる場合はどうしたらよい か。	・提出された履歴事項全部証明書にて確認します。(原則3か月以内のもの。コピー 可)
2 3		法人及び個人の確定申告書、市民税県民 税申告書の控えがない場合(未申告の場 合)、補助対象となるか。	・税申告の控えがない場合は、申請書類の不足により対象となりません。 ・税申告は、事業を営むにあたり、必要な手続きであるため、紛失等された場合については、申告を行った税務署等へご相談ください。
2 4		所得税がかかっていない、又は少額のため、所得税の確定申告書の提出が不要であると言われた。確定申告書の写しを添付することができないが、どうしたらよいか。	・市民税・県民税申告書の控え(両面)と収支内訳書の控え(1枚)の、それぞれ写 しの提出をお願いいたします。
2 5	申請	るが、電話にて依頼に対応しているた	・確定申告の有無や収入の申告区分(事業収入又は給与収入・雑収入)により提出書類は異なりますが、事業収入として確定申告をしている場合を除き、市内で生業として事業を行っていることがわかる書類(契約書など)の写しの提出が必要となります。
2 6	申請	当座預金、ネットバンキングのため通帳 がないが、何を提出すればよいか。	・銀行名、支店名、支店番号、口座種別、口座番号、口座名義がわかる部分のコピーや画像を提出してください。 ・また、口座名義のカタカナ表記が分わかる部分も必ず提出してください。 ※画像データの提出は可能としておりますが、画像が不鮮明の場合確認することができませんので、ご提出前に今一度ご確認ください。
2 7	申請	本人確認書類の写しは、何を提出したらよいか。	1. 個人事業主の場合 ・運転免許証(両面)、個人番号カード(表面)、パスポート(顔写真付きページ)、写真付きの住民基本台帳カード(表面)、在留カード等(在留資格が特別永住者のものに限る)等、原則顔写真付きのものの写しをご提出ください。 ・なお、顔写真付きのものがない場合は、各種健康保険証(被保険者等記号・番号及び保険者番号を黒塗りしたもの)と住民票の写しの提出により、代替することができます。 2. 法人の場合 ・履歴事項全部証明書(原則3か月以内のもの。コピー可)

No.	種別	件名	回答
2 8	4847	確定申告書提出時から規模を縮小し、申 請時点において中小企業者となった場合 も、申請は可能か。	・申請日時点で、中小企業者であれば申請することが可能です。 ・ただし、確定申告書類等では中小企業者かどうか確認ができないため、申請時点で中小企業者である旨(資本金や従業員数)がわかる書類の写し(履歴事項証明書や従業員に係る台帳の写し等)を追加資料としてご提出ください。
29	交付 要件	申請日までに市外に移転した場合も対象となるか。	・本補助金は、今後も引き続き市内において事業を継続していただける事業者を対象としております。 ・そのため、申請日時点で市外に本店又は主たる事業所を移転された事業者は交付の対象外となります。
3 0		申請日までに市外から市内に移転してきた場合も対象となるか。	・申請日時点で、交付要件を満たせば対象となります。 ・ただし、税等の申告状況を示す書類のほか、申請日時点で本店又は主たる事業所が市内に存在する(移転された)ことが確認できる資料(履歴事項証明書、税申告書、許認可証の写し等)を別途ご提出ください。
3 1	交付 要件	「主たる事業所」はどのように判断する のか。	 ・原則、提出された確定申告書類に記載されている事業地で判断します。 ・個人事業主 青色申告者: 青色申告決算書1枚目の事業所所在地 白色申告者: 収支内訳書1枚目の事業所所在地 ・法人 法人税確定申告書別表1の納税地もしくは履歴事項全部証明書の本店所在地
3 2		個人事業主として市内に事業所がある が、市外に在住している。この場合も交 付対象となるか。	・個人事業主本人の市内居住(住民票が市内にあること)の要件は定めておりません ので、個人事業主として主たる事業所を市内におき、事業を行っていることが確認で きる場合は交付対象となります。
3 3	交付 要件	個人事業主として市外に事業所があるが、市内在住の場合も交付対象となるか。 また、対象とならない場合、なぜ対象と ならないのか。	・本補助金は、市内に本店又は主たる事業所をおく事業者に対し交付するものであるため、市外に事業所がある場合は対象となりません。 ・交付要件として、あくまで主たる事業所が市内か否かを確認させていただきますが、一方で、事業主個人の自宅住所が市内なのかどうかは問いません。
3 4		的に本店として事業活動を行っている事	・確定申告書類等により、実態として市川市内で事業活動を継続して実施しているか否かで判断します。 ・本店は登記のみで、事業活動を行っていないことが明らかな場合、県(都)税事務所又は市役所に届け出をした法人設立(異動)届をご提出ください。「本店は登記のみで、事業活動は行っていない」旨が記載されていることを確認させていただきます。 ・反対に、登記上の本店が市内にあり、実態として市外で事業活動されている場合は、交付対象外となります。
3 5	交付要件	経営力強化支援補助金の交付対象外となるのはどのような場合か。	・企業規模(資本金又は従業員数)が中小企業者の規模を超える場合 ・市川市内に本店又は主たる事業所が無い場合 ・本補助金の交付を受けた後、引き続き市内で事業を継続する意思がない場合 ・雇用保険の被保険者又は社会保険の被扶養者の場合 ・法人税法別表第1に規定する公共法人の場合 ・性風俗関連特殊営業又は店舗型性風俗特殊営業に係る接客業務受託営業を行う者の場合 ・宗教上の組織又は団体の場合 ・宗教上の組織又は団体の場合 ・市川市暴力団排除条例(平成24年条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者の場合法人の場合には、役員にもこれらの者がいる場合 ・破産手続開始の決定を受けた場合 ・納期限の到来した市税を完納していない場合 ・本年度において、本補助金の交付又は交付の決定を一度でも受けている場合 ・交付決定前に着手済みの事業計画に対する補助の場合

No.	種別	件名	回答
3 6	交付 要件	業種の制限はあるのか。	・交付対象外となる場合を除き、業種の制限は特にありません。
3 7	交付 要件	個人で、不動産収入のみを有する場合、 交付対象となるか。	・交付対象となります。原則として、確定申告書上で事業収入(営業等又は農業)を 有する方を対象としておりますが、不動産収入のみで生計を立てている等、業として 行っていることが明らかである場合は対象となります。
3 8	交付 要件	個人の事業と法人を設立しての事業とを どちらも営んでいるが、両方交付対象と なるか。	・それぞれの形態で、市内に事業実態があり、かつ適切に確定申告を行っている場合 には、個人分と法人分とをどちらも交付いたします。
თ 0	交付 要件	令和4年8月以降に新規開業した者は対 象となるか。	申請日時点で開業している場合は対象となります。・開業したことが確認できる資料(開業届、法人設立届出書等)をご提出ください。
40	交付 要件	廃業した場合、補助金の返還は必要か。	・申請時点では、受給後も引き続き事業継続の意思があり、適切に本補助金の交付を受けたものの、その後の状況変更化により廃業した場合には、補助金の返還は必要ありません。 ・ただし、申請時点で廃業を予定している場合は、提出いただく誓約書・同意書においてその後の事業継続を誓約できないため、交付対象外となります。
4 1	交付 要件	個人事業主が事業を行っているかどうか の判断は、収入の種類により行うのか。	・原則として、所得税の確定申告書において事業収入が計上されていることを判断基準といたします。 ・ただし、フリーランスの方など、事業収入以外の収入で申告されている方で、かつその収入の根拠となる契約書等を提示していただける方については、事業収入があるものとして判断いたします。
4 2		被雇用者や社会保険(健康保険)の被扶養者は交付対象となるか。	・基本的に本業として事業活動をされている事業者が交付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。 ・また、社会保険(健康保険)の被扶養者の方は、他の御家族等の収入で生計を立てられているものと見なし、対象外となります。
4 3	交付 要件	士業は交付対象となるか。	・対象となります。
4 4	その他	税金上の取り扱いは、課税となるのか。	・この補助金は、税務上、益金(個人事業主の場合は、総収入金額)に算入され、課 税対象となります。
4 5	その他 法人	N P O 法人や社会福祉法人であるが、確 定申告を要さない事業内容のため、確定 申告書の控えがない。どうしたらよい か。	・確定申告が必要ないNPO法人の場合は、事業報告書や活動計算書を提出いただくこととなります。 ※なお、NPO法人は、毎事業年度3か月以内に、前年度の事業報告書を提出することとなっております。

No.	種別	件名	回答
4 6		直近の事業報告書を提出していないが、 ほかの書類で代用が可能か。	・税の申告書と同様に、直近の事業報告書の提出を求めることとなります。 ・ただし、法令等において、その提出にかかる猶予等の規定が設けられており、その 適用を受けていることが証明できる場合には、この限りではありません。
4 7	専門家	市外の専門家を活用してもよいか。	・経営革新等支援機関として認定された公認会計士、税理士、中小企業診断士、民間 コンサルティング会社等であれば、市内市外の専門家を問わず対象としています。
4 8	専門家	経営革新等支援機関とは何か。	・経営革新等支援機関とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関(税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等)です。
4 9	1 H F7 2	経営革新等支援機関に認定されている専 門家はどのように探したらよいか。	 ・以下のWEBサイトより認定支援機関(専門家)の活動内容等を検索することができます。 認定経営革新等支援機関検索システム(https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea) ・なお、認定経営革新等支援機関の制度概要等については、以下のWEBサイトをご確認ください。 中小企業庁ウェブサイト (https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)
50	1 H F7 2	認定経営革新等支援機関以外の専門家の 活用はできるか。	活用可能です。ただし、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上あり、税理士、公認会計士、中小企業診断士、民間コンサルティング会社等の認定 経営革新等支援機関に準ずる者と判断することができる場合に限り活用できます。
5 1		民間コンサルティング会社へ、業態転換に向けた事業計画やWEBサイトの構築・ 修正などに関する相談をした場合は、補 助対象経費となるか。	・経営革新等支援機関として認定された民間コンサルティング会社へ、業態転換に向けた事業計画作成等に関する相談をした場合の相談料は対象となります。一方、WEBサイトの構築・修正費用は実務のため対象外となります。 ・同様に、チラシの印刷経費等も対象外となります。
5 2	経費	事業計画について、国、県その他の団体 による補助制度を併用する場合、補助対 象経費額はどのように算出すればよい か。	・国、県その他の団体による補助制度を併用する場合は、経費所要総額のうち補助対 象経費から当該補助制度に基づいて交付された補助金を控除した額を、最終的な補助 対象経費とします。
5 3	補助対象 経費	補助対象経費の①事業計画の策定等に要する相談料等、②経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等の違いは何か。	・①は事業再構築、生産性向上、デジタル化、事業承継等に向けた事業計画の策定等にあたって、専門家に相談する際のコンサルティング経費(相談料等)を想定しています。 ・②は国の補助金等の申請に要するコンサルティング経費(相談料等)を想定しており、国の補助金等の申請をしたことがわかる書類が必要です。
5 4	補助対象 経費		・申請後の採択・不採択によらず、事業計画策定等で専門家の支援を受けた場合は補助事業の対象となります。さらに、小規模事業者持続化補助金の申請をしたことが確認できる場合は、「経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等」として、補助上限5万円を上乗せします。 ・なお、採択後の報告等に専門家を利用・相談しても、補助対象とはなりません。
5 5	申請回数	すでに一度経営力強化支援補助金の申請 を行い、受給したが、新たに国の補助金 の申請をする場合、経営力強化支援補助 金の再申請は可能か。	・同一年度における再申請はできません。
5 6	補助対象 経費	「経営力の強化に資する補助金の申請に 要する相談料等」には、雇用調整助成金 のような「助成金」も含まれるか。	・採択がなく、要件を満たせば受け取ることのできる支援金や給付金、助成金等は、 中小企業等の経営力の強化に資する主体的な取組みとは言えないため、含まれませ ん。

No.	種別	件名	回答
5 7	補助対象 経費	「経営力の強化に資する補助金の申請に 要する相談料等」の対象となる補助金等 を教えて欲しい。	国の事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金等が対象です。詳細は、申請の手引き18ページをご覧ください。
5 8	事例	補助金申請の支援において、国のA補助金で16万円、国のB補助金で12万円、計28万円の費用がかかった。この場合、補助金の申請に要する相談料としてそれぞれに50,000円、計100,000円の補助が上乗せされるのか。	・申請は補助金単位ではないため、この場合は上限額である50,000円の補助が上乗せ されます。
5 9	終弗	税金納付の猶予や確定申告、法人登記、 融資・借入等の手続きを専門家に依頼し た場合は、対象経費となるか。	・税金納付猶予の手続き等は対象外となります。ただし、「経営力の強化に向けた専門家への相談・コンサルティング」の一部として実施したものであれば、相談料・コンサルティング経費として対象となります。
6 0		顧問税理士・社労士等への顧問料は対象 経費となるか。	・通常の顧問料は対象外となります。ただし、顧問税理士・社労士等に、経営力の強化に向けた相談をした場合や各種補助金申請の支援を受けた場合の経費は、対象となります。
6 1	補助対象 経費	国の補助金等の申請に関する支援を専門家に依頼した際、必要書類である納税証明書や登記簿謄本の取得手数料を専門家が立て替えた場合の費用は、対象経費となるか。	・補助金等の申請に必要な書類の取得費用については、事業者自身が官公庁等に支払 うべき費用であるため対象外となります。補助金等の申請において専門家に支払う、 報酬や手数料が対象となります。
6 2		国の補助金の申請書に申請者名の記載欄がなく、申請IDのみ記載されているが、他にどのような資料が必要か。	・申請者を確認するため、申請IDと申請者名が紐づくよう、マイページの写しなど基本情報が記載されている資料が必要です。
6 3		国の補助金の申請をした後で、申請内容 の変更や申請後の実績報告を行うにあた り、専門家の支援を受けた場合も、対象 となるか。	・すでに国の補助金等の申請が済んでいる場合、通常の実績報告等は対象となりませんが、国に提出した事業計画の遂行が困難であり、やむを得ず計画変更が生じたこと 等が理由で専門家の支援を受けた場合は、対象となります。
6 4	補助対象 経費	補助の対象となる費用は税込み金額か。	・税込み金額です。
6 5	補助対象 経費	専門家への報酬として21万円支払ったが、領収書には源泉徴収後の金額が記載されており、21万円以下となっている。この場合、補助対象経費はどうなるか。	・領収書に源泉徴収前の金額及び源泉徴収額が記載されている場合は、源泉徴収前の金額(報酬額)が補助対象額となります。 ・一方、源泉徴収後の金額のみ記載されており、源泉徴収の有無を確認できない場合は、源泉徴収後の金額が補助対象経費となりますのでご注意ください。
6 6		申請した国の補助金等の申請書の写しに、申請機関の受領印は必要か。	・郵送申請や電子申請の場合、受領印が押されないことが考えられるため、受領印は 不要です。
6 7	補助対象	補助金の額はどのように計算するのか。	下記をご参照ください。 (1)補助対象経費が10万円の場合 ①事業計画の策定等に要する相談料等:10万円 ②経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等:なし 10万円×2/3 (補助率)=66,666円(1円未満切り捨て) (2)補助対象経費が30万円の場合 ①事業計画の策定等に要する相談料等:30万円 ②経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等:なし 30万円×2/3 (補助率)=20万円 20万円>10万円(補助上限額)=10万円 (3)補助対象経費が18万円の場合 ①事業計画の策定等に要する相談料等:12万円 ②経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等:6万円 (12万円(①)+6万円(②))×2/3(補助率)=12万円 (4)補助対象経費が30万円の場合 ①事業計画の策定等に要する相談料等:20万円 ②経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等:10万円 (20万円(①)+10万円(②))×2/3(補助率)=20万円
68	補助対象 経費	事業終了後、当初の予定より補助対象経 費が大きくなってしまった場合はどうな るか。	・補助対象経費が当初の予定より大きくなってしまった場合、経営力強化支援補助金 交付申請事項変更等承認申請書の提出により計画変更についての事前承認を受けてい る場合のみ、交付決定額を超える補助金を交付できます。

No.	種別	件名	回答
6 9	補助対象 経費		・実績報告書の経費所用総額(活用した専門家の領収書等の写しなど)により交付額を再算出し、その金額を交付します。 例)当初補助対象経費:10万円、事業終了後補助対象経費:6万円となった場合・当初 ①事業計画の策定等に要する相談料等:10万円 ②経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等:なし 10万円×2/3(補助率)=66,666円(1円未満切り捨て) ・再算出後 ①事業計画の策定等に要する相談料等:6万円 ②経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等:なし 6万円×2/3(補助率)=4万円(=交付額)
7 0	補助対象	交付決定後、事業実施準備中ですが、諸 事情により計画の内容を当初から大きく 変更することになった。何か必要な手続 きはあるか。	・経営力強化支援補助金交付申請事項変更等承認申請書をご提出いただき、計画変更について承認を受ける必要があります。
7 1	補助対象 経費	交付決定後の変更申請において、変更内 容が認められる場合と認められない場合 とを教えてほしい。	①事業計画の策定等に要する相談料等のみの場合経営力強化支援補助金交付申請事項変更等承認申請書をご提出いただき、承認を受けることで、変更内容が認められます。 ②経営力の強化に資する補助金の申請に要する相談料等(上乗せ)がある場合経営力強化支援補助金交付申請事項変更等承認申請書をご提出いただき、承認を受けることで変更内容が認められます。ただし、変更前の計画で国の補助金の採択が決定した場合、変更は認められません。